◇**地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第四六号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

1　公営競技納付金の額の算定方法及び納付方法を改定することとした。（附則第二条関係）

2　地方公共団体が行う旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるため、当該繰上償還に係る手続等について所要の規定の整備等を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）

3　起債許可団体の判定の際に用いる標準的な収入規模の額の算定方法等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一六条関係）

二　災害対策基本法施行令の一部改正関係

災害のための地方税等の減免によって生ずる財政収入の不足を補う場合等の財源とする地方債を起こすことができる地方団体の判定の際に用いる標準税収入額の算定方法について所要の見直しを行うこととした。（第四三条関係）

三　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法について所要の見直しを行うこととした。（第二条関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第四七号）（総務省）

一　過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正関係

1　過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、二〇億円とすることとした。（第一条関係）

2　新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数並びに人口減少率、高齢者比率及び若年者比率の算定方法を定めることとした。（第三条関係）

3　市町村の廃置分合等があった場合における新たに追加された過疎地域の要件に係る財政力指数の算定基準となる基準財政収入額及び基準財政需要額並びに人口の算定方法を定めることとした。（第四条関係）

4　法第一二条第一項第一七号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（電気事業及びガス事業を行う公営企業に係るものを除く。）とした。（第六条第五項関係）

(一)　太陽光を電気に変換するための施設又は設備

(二)　風力を発電に利用するための施設又は設備

(三)　水力を発電に利用するための施設又は設備

(四)　地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(五)　太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(六)　大気中の熱その他の自然界に存する熱（(四)及び(五)に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(七)　バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

(八)　バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

5　法第一二条第一項第一八号の政令で定める施設として市町村立の幼稚園を追加するものとした。（第六条第六項第八号関係）

6　法第三〇条の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とするものとした。（第一〇条関係）

(一)　電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

(1)　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(2)　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

(二)　(一)の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

二　国有財産特別措置法施行令の一部改正関係

地方公共団体が過疎地域等において小学校、中学校等の用に供する施設について国の普通財産の無償貸付を受けることができる期限を延長するものとした。（第一条第二項関係）

三　総務省組織令の一部改正関係

自治行政局及び自治財政局財務調査課の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとした。（第四条第二項及び第一五条第三項関係）

四　農林水産省組織令の一部改正関係

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとした。（第四条関係）

五　国土交通省組織令の一部改正関係

都市・地域整備局並びに同局地方振興課、同局下水道部下水道事業課及び道路局地方道・環境課の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとした。（第三条、第八条、第一三条及び第一八条関係）

六　附則関係

この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、三から五までの改正は公布の日から施行することとした。

◇**近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四八号）（国土交通省）

1　近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う措置の適用を平成二四年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第四九号）（財務省）

1　特別会計に関する法律の一部の施行に伴い、次の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

(一)　国有財産法施行令（昭和二三年政令第二四六号）

(二)　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和三二年政令第一一四号）

(三)　財務省組織令（平成一二年政令第二五〇号）

(四)　国土交通省組織令（平成一二年政令第二五五号）

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**所得税法施行令の一部を改正する政令**（政令第五〇号）（財務省）

1　生命保険料控除について、次のとおり細目を定めることとした。

(一)　新生命保険料及び介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金の範囲を定める。（第二〇八条の三及び第二〇八条の七関係）

(二)　新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額の計算方法を定める。（第二〇八条の五関係）

(三)　新生命保険契約等の対象となる確定給付企業年金の規約に係る承認規定等の範囲を定める。（第二〇八条の八関係）

2　非課税とされる金品の交付を行う財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体を定めることとした。（第二八条関係）

3　株主等に対価が交付されない合併、分割型分割又は株式交換が行われた場合における当該株主等が有する株式等の取得価額の計算方法を定めることとした。（第一一二条、第一一三条、第一一七条及び第一六七条の七関係）

4　先物取引の差金等決済をする者の告知制度について、先物取引の差金等決済の都度告知を要しないこととされる特例の対象に、店頭商品デリバティブ取引に係る契約の締結の際、商品先物取引業者の営業所等の長に、その者の氏名及び住所を告知している場合等を加えることとした。（第三五〇条の三関係）

5　保険法の制定を踏まえ、生命保険契約及び損害保険契約の範囲について明確化等を図ることとした。（第三〇条、第六五条、第一八三条、第一八四条、第二八〇条、第二九八条、第三二〇条、第三二六条及び第三五一条関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。